



## 「法の下の平等」の危機

柴生田 晴四

(経済倶楽部理事長)

▼日本が民主国家であり、世界の多くの民主

国家と「共通の価値観を共有している」ことを、安倍首相は外交の場でつねづね高らかに宣言してきました。民主国家の共通の価値観とは何か。いうまでもなく「国民主権」が国家の大原則として確立していることです。それを具体的に保障するのは、国家の統治が国民による公正な選挙によって選ばれた代表者たちによって行われることです。国民の意思

が選挙に正しく反映されるためには、選挙権を有する国民一人一人が「法の下での平等」を保障され、十分な情報と正しい判断力をもたなければなりません。その意味で日本国憲法第14条「法の下での平等」と第21条「表現の自由」は、「国民主権」実現に不可欠な国民の権利を保障している条文です。

▼先の衆議院選挙で自民党の公約には、この民主国家の基盤を根底から否定する項目が盛り込まれました。いわゆる「合区解消」です。これまで「一票の格差」が存在することで、国民のもっとも重要な権利である国政選挙において「法の下での平等」が侵されてきました。違憲立法審査権を有する司法は、たびたび「違憲状態」にあるとしながらも格差解消の

努力が行われていることを理由に選挙のやり直しを命ずる違憲判断は下しませんでした。

その「努力」の一つが合区の容認でした。選挙公約実現に向けて自民党が検討している「合区解消」は、「一票の格差」を固定化し、この問題に対する司法の介入を封じ込めようとするものにほかなりません。

▼「一票の格差」が存在するということは、一つの選挙区を除くすべての選挙区において一に満たない選挙権しか与えられていないということです。「民主国家」を標榜するなら、その最も重要な基盤である選挙制度において国民の権利の平等化を追求することは国会の責務です。「法の下での平等」を平然として無視することで民主国家の基盤を損なうような

議員には「自由」とか「民主」を名乗る資格はありません。

▼5月3日に安倍首相が読売新聞紙上で突然打ち出した憲法改正案には、この「合区解消」は含まれていませんでした。しかし、安部首相が打って出た解散に際して作成された選挙公約の憲法改正の項目には、さりげなくこの「合区解消」が追加されました。自民党の基盤が人口の少ない地方に偏っているとはいえ、これほど露骨な党利党略を自民党議員の多数が認めた事実には暗然とせざるを得ません。▼小池騒動に右往左往していたメディアの多くが、この問題をまともに報道しませんでした。自らの権利の侵害を放置すれば民主国家の劣化と崩壊を招くでしょう。